



No.	区域線
A	(都)国道 170 号からの 50m の後退線
B	(都)国道 170 号からの 50m の後退線
C	(都)国道 170 号の道路端

- : 東高野街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域)です。